1. 拠点等の整備の目的

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には2つの目的を持つ。
①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用 ⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備 ⇒ 障がいのある人の地域での生活を支援する。

2. 拠点等の整備手法

5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した**「多機能拠点整備型」** / 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の**「面的整備型」**

*平成 29 年度第 1 回協議会の合意『今年度障がい者基幹相談支援センターを開設したことにより、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制を整備していく。』⇒ 赤穂市では「面的整備型」で進めることを決定

3. 拠点等に必要な機能 ★基幹的役割=赤穂市障がい者基幹相談支援センター

	項目	国が示す役割	方向性	市内の地域資源
1	相談	基幹相談支援センター、委託相談支援、特定相談支援とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込		
		めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコ		
		ーディネートや相談その他必要な支援を行う機能		
2	緊 急 時	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機		
	受 け 入 れ	関への連絡等の必要な対応を行う機能		
	対 応			
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能		
	の 提 供			
4	専門的人材の	医療的ケアが必要な者や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制		
	確保・養成	の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能		
(5)	地 域 の 体 制	基幹相談支援センター、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービ		
	づ く り	ス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能		
医	療的ケアが必要な重症心	身障がい者等の支援が困難な人への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて医療機関との連	●赤穂市地域生活支援拠点整備連絡会を開催	・基幹相談支援センター
携を含めて各機能を有機的に組み合わせ、 <u>地域全体で支援する協力体制を構築することが重要</u>		し、地域全体で支援できる「顔の見える関係	・赤穂市社会福祉課	
			性」を構築する。	

4. 拠点運営の留意点

	項目	国が示す留意点	方向性
C	支援者の協力体制	●支援者全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。	
	の 確 保 連 携	●協議会における連携を基礎とし、障害福祉施策との一体性を保つ。	
2	課題等の活用	●個別事例の積み重ねから地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用する。例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市が	
	について	設置する協議会の部会等の場に報告することが必要	
(3	拠点等に必要な実施	●必要な機能が適切に実施されているかどうか必要な時に、協議会の部会の場などを活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。	
	状況等の把握	●運営方針の策定	
(2	各制度との連携	●障害福祉以外のサービス等と連携体制の構築が重要	

5. 拠点整備の予定 第5期障がい福祉計画期間中に、順次5つの機能を整備する。